

議案第 148 号

伊賀市清掃施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

伊賀市清掃施設の設置及び管理に関する条例の一部を次のとおり改正しようとする。

令和元年 12 月 2 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市清掃施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 伊賀市清掃施設の設置及び管理に関する条例（平成 16 年伊賀市条例第 153 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 3 項中「固形燃料化処理」を「中継」に、「第 4 項」を「次項」に改める。

第 5 条中「固形燃料化処理するごみの最大量は 1 日（16 時間）につき 135 トンとし、資源化ごみ」を「処理する資源化ごみ」に、「最大処理量」を「最大量」に改め、「（5 時間）」を削る。

第 7 条第 2 項中「前条」を「第 5 条」に改める。

第 2 条 伊賀市清掃施設の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

第 1 条中「旧上野市」を「し尿及び浄化槽汚泥以外の廃棄物については旧上野市」に改める。

第 5 条中「150 キロリットル」を「170 キロリットル」に改める。

附 則

この条例中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。